

総務教育常任委員会資料

(令和5年6月12日)

【 件 名 】

- ・鳥取県立生涯学習センター、鳥取県立船上山少年自然の家及び鳥取県立大山青年の家の指定管理者募集要項(案)の概要について (社会教育課)・・・ 2
- ・企画展「ノーベル賞受賞100年記念 アインシュタイン展」の開催について (博物館)・・・ 6

教 育 委 員 会

鳥取県立生涯学習センター、鳥取県立船上山少年自然の家及び鳥取県立大山青年の家の指定管理者募集要項（案）の概要について

令和5年6月12日
社会教育課

令和6年度から教育委員会が所管する県立社会教育施設（鳥取県立生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）、鳥取県立船上山少年自然の家（以下「船上山少年自然の家」という。）及び鳥取県立大山青年の家（以下「大山青年の家」という。）の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり募集することを報告します。

なお、募集要項は、鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会での審査を踏まえて決定します。

1 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

生涯学習センター	船上山少年自然の家・大山青年の家
<p>ア 施設設備の維持管理及び運営に関する業務</p> <p>イ 施設の利用許可、利用料金の徴収・減免等に関する業務</p> <p>ウ 生涯学習の普及振興に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興に関する業務(学習相談、関連団体支援、独自に企画する業務、利用促進等) とっとり県民カレッジ講座の企画、運営に関する業務 生涯学習情報の提供に関する業務 	<p>両施設は一部指定管理施設である。</p> <p>(施設の利用者に対する体験活動等の指導は、県職員(指導員)が行い、施設設備の維持管理・利用許可に関する業務等及び指導に係る実施補助業務について指定管理者が行う。)</p> <p>ア 施設設備の維持管理に関する業務</p> <p>イ 管理運営の補助に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の利用許可等に関する事務の補佐 使用料等の徴収・減免等 <p>ウ 受入事業・主催事業の実施補助業務</p> <p>施設が行う受入事業・主催事業(以下「受入事業等」という。)の実施に係る補助業務(予約等受付、準備、片付け、資料印刷・発送、支払、用品等の管理・購入、アンケート集計、体験活動の補助等)</p> <p>〔受入事業：学校等団体が集団宿泊体験等を行うため、目的・研修計画を持って施設を利用すること〕 〔主催事業：施設が自ら企画し、利用者に自然体験活動等を行わせること〕</p>

(2) 管理の基準(基本的事項)

生涯学習センター	船上山少年自然の家・大山青年の家
<p>ア 開館時間、休館日、利用料金等は、あらかじめ教育委員会の承認を得て決定する。(なお利用料金は現行の金額を基準とする。)</p> <p>イ 施設の利用の許可・制限は、鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(昭和54年鳥取県条例第32号。以下「生涯学習センター条例」という。)に基づいて行う。</p> <p>ウ その他施設の管理運営に必要な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 清掃作業について民間の創意工夫による効率化を目的として、性能発注を行うこととした。 	<p>ア 休所日、使用料等は鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和52年鳥取県条例第7号。以下「設置管理条例」という。)で定めるところによる。</p> <p>イ 施設の利用許可・制限は、設置管理条例に基づいて県が決定し、その事務手続を指定管理者が行う。</p> <p>ウ その他施設の管理運営に必要な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 清掃作業について民間の創意工夫による効率化を目的として、性能発注を行うこととした。

(3) その他、管理上の条件等

生涯学習センター	船上山少年自然の家・大山青年の家
ア 館長相当職（常勤職員）を1名配置すること。	ア 受付等の業務のため、原則、事務室に職員を常時2名以上配置すること。
イ 受付業務のできる職員を、常時1名以上配置すること。	イ 受入事業等を実施する際は、補助のため上記アとは別に職員を1名以上配置すること。
ウ 開館時間中の巡回警備を常時行うことができる者を配置すること。	ウ 警備のため、宿直職員を1名以上配置すること（休所日は終日1名以上の職員を配置）。
エ 次の資格等を有する職員を配置すること。 ・甲種防火管理者 ・機械及び電気関係に精通 ・舞台照明及び音響設備の操作に精通	エ 次の資格等を有する職員を配置すること。 ・甲種防火管理者 ・危険物取扱者（乙類） ・2級ボイラー技師 ・第3級陸上特殊無線技士
オ 利用者からの生涯学習に関する学習相談に対応できる生涯学習情報に精通した職員を、常時1名以上配置すること。	オ 体験活動の補助ができる職員を配置すること。 カ 管理業務を総括する職員を定めること。

2 利用料金等の取扱い

生涯学習センター	船上山少年自然の家・大山青年の家
利用料金やレストラン等の利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。	使用料は県の収入とし、シーツ料・保険料・薪代・消耗品等の事業の実施に必要な実費程度の経費は、指定管理者の収入とする。

3 指定管理料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、下表の額を上限として、指定管理料を支払う。なお、いずれの施設も急激な物価上昇に対応するため、募集時の指定管理料には燃料、光熱費を含めず、物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

生涯学習センター	船上山少年自然の家・大山青年の家
総額：438,365,000円（消費税及び地方消費税の額39,851,363円を含む）	< 船上山少年自然の家 > 総額：200,605,000円（消費税及び地方消費税の額18,236,818円を含む） < 大山青年の家 > 金額：193,655,000円（消費税及び地方消費税の額17,605,000円を含む）

4 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日〔5年間〕

5 応募資格 鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

6 スケジュール

- (1) 募集の開始 令和5年6月下旬
- (2) 募集の締切 令和5年8月上旬
- (3) 審査委員会（候補者の選定）令和5年8月中旬
- (4) 審査結果の通知・公表 令和5年8月下旬
- (5) 指定管理者の指定 令和5年10月上旬（議会の議決を経て行う。）

7 選定方法等

- (1) 学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定。
- (2) 審査委員会委員
学識経験者、税理士、施設に関する有識者（6名）、鳥取県教育委員会事務局次長〔計9名〕

(3) 選定基準

ア 生涯学習センター

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	管理の基本的な考え方の適合性(施設設置目的の理解、指定管理者を希望する理由、管理運営の方針等)	配点なし 平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(サービス向上策、利用促進策等) 施設設備の維持及び衛生管理の水準 管理の基準 (開館時間、休館日、利用料金等の設定、 個人情報保護、情報の公開) 利用者等の要望の把握・対応方針 事故・事件の防止措置	30点
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	収支計画及び見積内容 支出計画の見直し 県の指定管理料額の多寡	25点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	法人等の財政基盤、経営基盤 組織及び職員の配置等 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 法人等の社会的責任の遂行状況 (障がい者雇用 男女共同参画推進企業の認定等 ISO14001・TEAS 種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等 家庭教育推進協力企業としての協定締結) 当該施設の管理運営状況の実績評価	20点
5	教育委員会が行う事業における生涯学習センターの優先的な利用、教育委員会との連携及び調整が確保されるものであること。 (生涯学習センター条例第5条第1号)	教育委員会が行う事業における生涯学習センターの優先的な利用の確保策 教育委員会との連携及び調整方針	配点なし 教育委員会の優先利用や連携等が担保されなければ失格
6	生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興を行うこと。 (生涯学習センター条例第5条第2号) その他教育委員会が生涯学習センターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項 (生涯学習センター条例第5条第3号)	生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興に関する業務の実施方針 生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興に関する業務の企画・立案及び実施能力 とっとり県民カレッジ講座の企画、運営及び生涯学習情報の提供に関する業務の実施方針 とっとり県民カレッジ講座の企画、運営能力 生涯学習情報の提供に関する業務の企画・立案及び実施能力	25点

指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(以下同じ)

- ・県の重視するポイントに沿った具体的な提案を促進するため、具体の配点を示した審査票を募集開始時に公表する(以下同じ)。

イ 船上山少年自然の家及び大山青年の家

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	管理の基本的な考え方の適合性(施設設置目的の理解、指定管理者を希望する理由、管理運営の方針)	配点なし 平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。(設置管理条例第7条第1号)	施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、利用促進策等) 管理の基準 (開館時間、休館日、利用料金等の設定、) (個人情報保護、情報の公開) 施設設備の維持及び衛生管理の水準 利用者の安全確保(事故・事件の防止措置) 利用者等の要望の把握	25点
3	管理に係る経費の縮減が図られるものであること。(設置管理条例第7条第1号)	収支計画及び見積内容 支出計画の見通し 県の指定管理料額	20点
4	委託業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。(設置管理条例第7条第2号)	法人の財政基盤、経営基盤 組織及び職員の配置等 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 法人等の社会的責任の遂行状況 (障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定等 ISO14001・TEAS 種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等 家庭教育推進協力企業としての協定締結) 当該施設の管理運営実績評価	30点
5	教育委員会の行う事業等に積極的に協力するものであること (設置管理条例第7条第3号)	所内での連携についての方針 受入事業等の実施の際の協力・方法	25点

企画展「ノーベル賞受賞100年記念 アインシュタイン展」の開催について

令和5年6月12日
博 物 館

アインシュタインが解明した科学理論について、体験装置やゲーム、最新映像技術などを使って、子どもから大人まで楽しみながら学べる展覧会を開催します。

- 1 会期
令和5年7月1日(土)から8月27日(日)まで(52日間)
〔休館日：会期中の月曜日。ただし、7月17日、8月14日は開館〕
- 2 会場
鳥取県立博物館 第1・第2特別展示室
- 3 主催
アインシュタイン展実行委員会(鳥取県立博物館、日本海テレビジョン放送株式会社)、読売新聞社
- 4 観覧料
一般800円(前売・団体・70歳以上600円)
(大学生以下、学校教育活動での引率者、障がいのある方・難病患者の方・要介護者等及びその介護者は無料)
- 5 関連事業
企画展の監修を行った名古屋市科学館の山田主任学芸員による講演会や、移動プラネタリウムなどの関連イベントを実施

<概要>

20世紀最高の物理学者と称される、アルバート・アインシュタイン(1879~1955年)は、20世紀前半に相対性理論やブラウン運動の理論などを提唱、光電効果の理論的解明によって1921年にノーベル物理学賞を受賞しました。

本展は、アインシュタインの科学理論について、体験装置やゲーム、科学玩具、最新映像技術を駆使し、子どもたちが楽しみながら学べる内容として開催します。また、アインシュタインの手紙や資料をパネルで紹介し、幼少時の挫折体験や晩年の平和活動など、深みのある人間性にも焦点をあてます。

<主な見どころ>

- ・超ふしぎ!? アインシュタインの大発見をゲームで体験
「光の粒で電子を飛ばそう!」(光電効果)
「光のランダムウォーク」(ブラウン運動)
「爆弾解除!光速サイクリング」(特殊相対性理論)
「天体になって宇宙を歩こう」(一般相対性理論)
- ・学校も暗記もきらい!?アインシュタインってこんな人(パネル展示)
- ・アインシュタインも予測できなかったすごい未来 そして平和への願い(パネル展示)
- ・鳥取にもあった!アインシュタインとのつながり...北栄町出身の画家 前田寛治が描いたアインシュタインのスケッチ